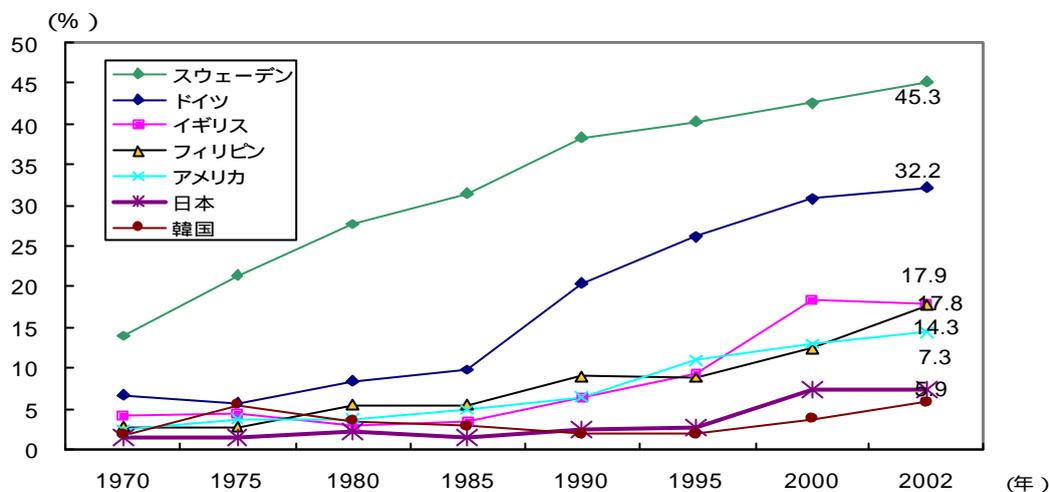


女性議員割合の推移



- (備考) 1. IPU (列国議院連盟) 資料より作成。
 2. フィリピンは、1978年の選挙までは二院制の下院。1978年から1987年の選挙までは一院制。1987年5月の選挙以降二院制の下院。
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

地方議会における女性割合

		議員総数	女性議員総数	女性議員割合
日本	都道府県議会	2,827	165	5.8
	市議会	18,331	1,976	10.8
	町村議会	38,694	1,901	4.9
韓国	広域議会	690	41	5.9
	基礎議会	3,490	56	1.6
アメリカ	州議会	7,382	1,645	22.3
スウェーデン	ランズティング (都道府県レベル)	1,646	793	48.2
	コミューン (市町村レベル)	13,388	5,575	41.6
ドイツ	州議会	177,193	30,973	17.5
	(住民1万人以上の市町村議会)	51,681	12,293	23.8
イギリス	地方議会	260	71	27.3

- (備考) 1. 韓国, アメリカ, スウェーデン, ドイツは内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」(平成13,14年度)より作成。
 2. 日本は, 総務省資料より作成。
 3. イギリスは, 「European Database in decision making」の Fact Sheet より作成。
 4. 日本は2002年, 韓国は1988年, アメリカは2003年, スウェーデンは1988年, ドイツの州議会は1997年, 市町村議会は1988年, イギリスは2000年。

国政選挙における投票率

	女性(%)	男性(%)	選挙年(年)
日本	62.9	62.0	2000
韓国	62	65.3	1996
フィリピン	76	76	1992
アメリカ	42.4	41.4	1998
ドイツ	75.7	77	1990
スウェーデン	83	82	1998

- (備考) 1. 日本は総務省「衆議院総選挙, 最高裁判所裁判官国民審査, 参議院議員通常選挙結果調」より作成。
 2. 韓国は(財)アジア女性会議・研究フォーラム編「アジア女性シリーズ No.4 韓国の女性」より作成。
 3. フィリピンは(財)アジア女性会議・研究フォーラム編「アジア女性シリーズ No.5 フィリピンの女性」より作成。
 4. アメリカは U.S.Census Bureau のデータより作成。
 5. ドイツは「STBA, Bundestagwahl1」(1988年)より作成。
 6. スウェーデンは「Women and Men in Sweden :Facts and Figures」(2000年)より作成。

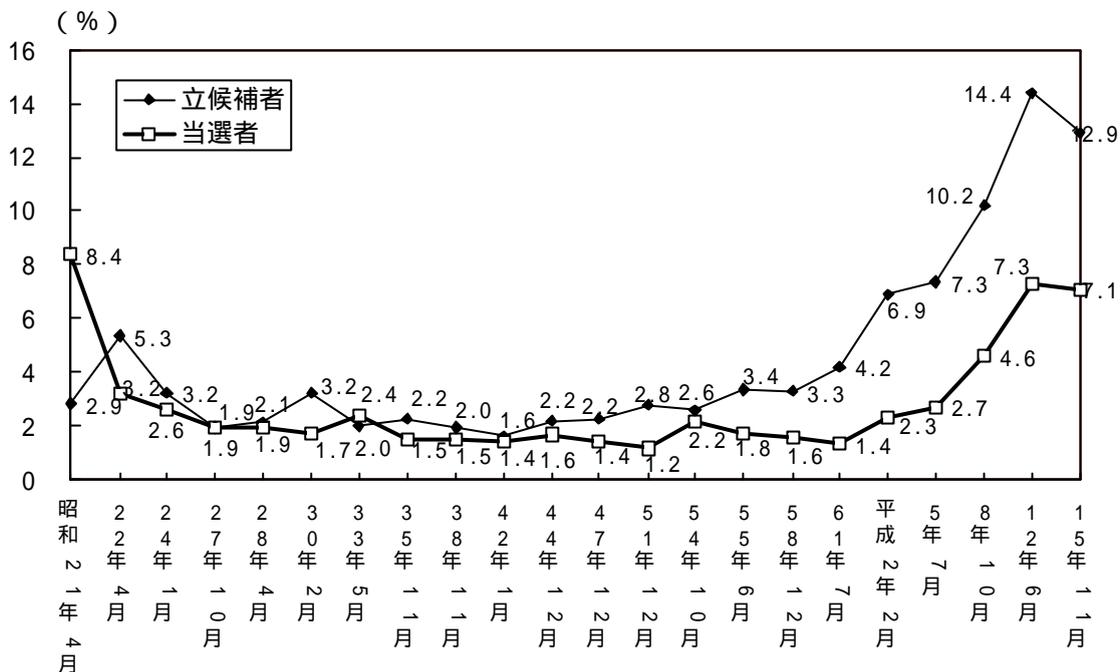
各国の女性が増えるとよい役職の上位3位(複数回答)(男女計)

(%)

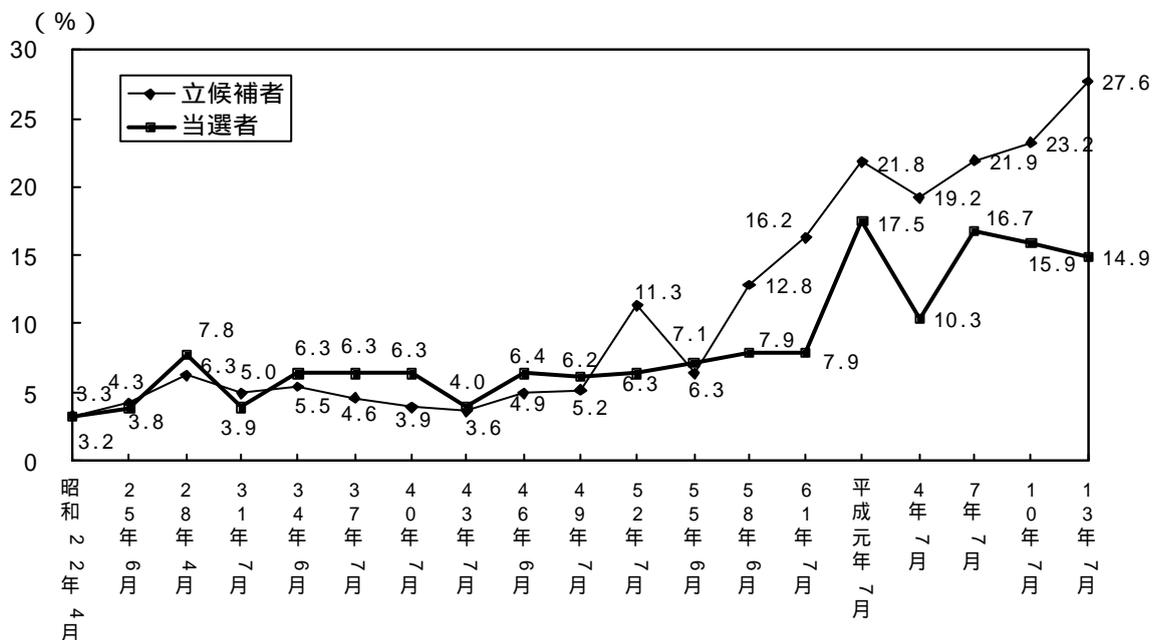
	1	2	3
日本	国会議員・地方議会議員 (65.6)	企業の管理職 (63.0)	裁判官, 検察官, 弁護士 (48.9)
韓国	公務員の管理職 (67.0)	国会議員・地方議会議員 (66.3)	裁判官, 検察官, 弁護士 (45.0)
フィリピン	大学教授 (66.0)	都道府県・市(区)町村の首 長 (49.6)	裁判官, 検察官, 弁護士 (44.0)
アメリカ	国会議員・地方議会議員 (69.4)	起業家 経営者 (68.9)	裁判官, 検察官, 弁護士 (68.1)
スウェーデン	国会議員・地方議会議員 (70.2)	公務員の管理職 (69.7)	起業家 経営者 (66.7)
ドイツ	裁判官, 検察官, 弁護士 (61.7)	国会議員・地方議会議員 (60.2)	地方公務員の管理職, 起 業家 経営者 (68.7)
イギリス	国会議員・地方議会議員 (74.1)	裁判官, 検察官, 弁護士 (71.6)	都道府県, 市(区)町村の首長 (67.1)

- (備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成 14 年度), 「男女共同参画社会に関する世論調査」
 (平成 14 年 7 月)より作成。

衆議院立候補者，当選者に占める女性割合の推移



参議院立候補者，当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省資料より作成。

諸外国における女性議員増加のための主な取組

	政党内におけるクォータ制	選挙名簿におけるクォータ制	その他の取組
韓国		2000 政党法を改正し、全国比例代表候補者名簿の30%を女性とすることとしている。	
フィリピン			1998 Republic Act 7941 号に基づき、議席の20%を、女性、高齢者、労働者階級、障害者などのグループの代表者枠に指定した。
アメリカ	民主党では、代表を少なくとも1人は女性とすることが党綱領において規定されている。また、党最高位のポストが一方の性に偏向しないこと、各州代表からなる全国委員会委員も男女均等とするべきとしているが、クォータ制をとることは禁止している。 共和党では、各州において全国委員は男女各1名任命と党規則で規定している。また、全国委員会の構成員の少なくとも33%を女性とすることとしている。		1971 選挙に出る女性候補のリクルート、教育、選挙支援を行うため、NWPC(National Women's Political Caucus)が設立された。 1985 民主党の女性候補者に対して資金援助等を行う民間団体、「EMLY'S LIST」が設立された。 1992 共和党の女性候補者に対して資金援助等を行う民間団体、「WISH LIST」が設立された。
スウェーデン	1972 自由党が、執行部において男女ともに40%以上とすることを規約した。 1990 左翼党が党規約で「選挙される組織の代表及び任命職の50%以上でなければならない」と定めた。 1993 社会民主党が党内役員におけるクォータ制を導入。	1994 自由党、社会民主党、環境党、左翼党が男女交互の候補者リストを作成(国政選挙、地方選挙)。	
ドイツ	1986 緑の党が党役員における割当制を導入。	1986 緑の党が男女交互名簿(50%クォータ制)を導入	1999 緑の党がメンター制を導入。

	<p>1988 社会民主党が党内選挙の候補者の内、3分の1を女性とするクォータ制を採用。2013年までに段階的に撤廃する予定。</p> <p>1996 キリスト教民主同盟が、党大会における党役職選挙の結果において女性が3分の1に達しなければ選挙をやり直す修正クォータ制を導入した。</p>	<p>(国政選挙，地方選挙)。</p> <p>1988 社会民主党が3分の1のクォータ制を導入。1994年までは少なくとも4分の1。</p> <p>1996 キリスト教民主同盟が候補者名簿の3分の1を女性とするクォータ制を導入(国政選挙，地方選挙)。</p>	
イギリス	<p>1990 労働党が党執行部におけるクォータ制を導入。</p>	<p>1993～96 労働党において、引退議席の半分と労働党が有利な選挙区の半分に女性だけが候補者として掲載される All Women Short List を導入。性差別禁止法に違反するとして、1996年に廃止された。</p> <p>1999 労働党と自由民主党において男女交互名簿を作成。また、労働党においては、隣接する二つの選挙区を一括りとみなし、党内選挙で最も多くの票を獲得した女性候補者に一つの選挙区で立候補する権利を与え、最も多くの票を獲得した男性議員にもう一つの選挙区で立候補する権利を与える Twinning を導入した。</p> <p>2002 性差別禁止法を改正し、政党において All Women Short List を実施することが認められた。</p>	<p>1993 EMILY 'S LIST(国会議員になりたい女性への財政支援(労働党))を開始。</p> <p>2000 労働党がメンター制を導入。</p>

(備考) 内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」(平成13,14年度),(財)市川房枝記念会「女性参政資料集」等より作成。

<クォータ制と女性議員>

(スウェーデン)

1991年の選挙において女性議員の割合が37.2%から33.0%へと減少したことから、女性の政治への参画が後退するのではないかという懸念が生じ、1994年の選挙では、多数の政党において男女交互の候補者名簿を作成した。また、クォータ制度を導入していない政党においても、候補者のほぼ40%は女性であった。1998年の選挙では、中央党、穏健党を除く5つの政党でクォータ制を導入した。一部の政党においてクォータ制を導入していることが、他の政党での女性の登用に影響を与えていると考えられる。

	女性議員数	総議席数	女性割合
社会民主党	68	144	47.2%
中央党	11	22	50.0%
自由党	23	48	47.9%
キリスト教民主党	10	33	30.3%
環境党	10	17	58.8%
穏健党	22	55	40.0%
左翼党	14	30	46.7%

(備考) 1. スウェーデン国会ホームページ等より作成。

2. 女性議員数、総議席数、女性割合は、2002年の選挙におけるデータ。

3. 網掛け部分がクォータ制を導入している政党を示している。

4. クォータ制の導入状況は1998年選挙時のもの。

(イギリス)

労働党において、党内役員におけるクォータ制を導入し、さらに、1993年から、労働党議員の引退議席の半分と労働党が有利な選挙区の半分に女性だけを候補者として掲載する All Women Shortlist (注1)を実施したが、これは96年に性差別禁止法に照らして違法とされた。しかし、2002年の性差別禁止法の改正により、政党において All Women Shortlist を実施することが男女間の不平等を解消する上での取組として認められることとなった。また、1999年には、労働党と自由民主党は、Twinning(注2)を導入した。労働党と保守党の女性議員の割合の差は大きく、クォータ制の影響が大きいことがうかがえる。

	女性議員数	総議席数	女性割合
労働党	95	412	23.1%
保守党	14	166	8.4%
自由民主党	5	52	9.6%

(備考) 1. 「Center for Advancement of Women in Politics」等より作成。

2. 2001 年の下院選挙におけるデータ。

3. 網掛け部分がクォータ制を導入している政党を示している。

(注1)「All Women Shortlist」とは、女性だけが労働党議員の引退議席の半分と、有利な選挙区の半分に候補者として掲載される仕組みで、労働党に有利な支持基盤から立候補できる。

(注2)「Twinning」とは、隣接する二つの選挙区を一括り(Twin: 双子)とみなし、党内選挙で最も多くの票を獲得した女性候補者に一つの選挙区で立候補する権利を与え、最も多くの票を獲得した男性議員にもう一つの選挙区で立候補する権利を与える仕組み。

(ドイツ)

女性の政治参画に積極的だった緑の党がいち早くクォータ制を導入し、その後、社会民主党等の主要政党も導入することとなった。社会民主党は、クォータ制の導入について 1970 年代から検討を始め、その後、平等を求めるアピールや決議では党内の男女平等が実現されないことが次第に明らかになったことから、段階的な導入に踏み切った。緑の党は、50%の割当制で奇数順位は女性とする男女候補者名簿を導入し、社会民主党は、現在、候補者名簿において 40%の割当制をとっている。クォータ制をとっていても、その割合や手法の違いにより、女性議員割合は各政党間で大きな差が生じている。

	女性議員数	総議席数	女性割合
キリスト教民主同盟	43	190	22.6%
キリスト教社会同盟	12	58	20.7%
ドイツ社会民主党	95	251	37.8%
同盟 90 緑の党	32	55	58.2%
自由民主党	10	47	21.3%
社会民主主義党	2	2	100.0%

(備考) 1. 「連邦選挙長のホームページ」等より作成。

2. 2002 年の下院選挙におけるデータ。

3. 網掛け部分がクォータ制を導入している政党を示している。